

調査計画（変更後）

1 調査の名称

学校基本調査

2 調査の目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

なお、この申請事項記載書で特別な記述がない限り、国立の学校には、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校を、公立の学校には、公立大学法人の設置する大学及び高等専門学校をそれぞれ含む。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

学校（注）及び学校の設置者

（注）学校とは、学校教育法に基づく、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「改正こども園法」という。）に基づく、幼保連携型認定こども園をいう。

4 報告を求める者

(1) 数

①学校 約6万 （詳細は、別添「学校基本調査対象数」を参照。）

②学校の設置者 約8千

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

(3) 報告義務者

①学校調査

学校の長

②学校通信教育調査

通信制課程を置く高等学校及び中等教育学校の長
市町村の教育委員会

③不就学学齢児童生徒調査

ア 国立の学校（高等専門学校を除く。）は当該学校を設置する国立大学法人

イ 国立高等専門学校は独立行政法人国立高等専門学校機構

ウ 公立大学法人の設置する大学及び高等専門学校は当該学校を設置する公立大学法人

エ 公立の幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校は当該学校の長

オ 私立の学校は当該学校の設置者

⑤学校経費調査

ア 国立の学校（高等専門学校を除く。）は当該学校を設置する国立大学法人

イ 国立高等専門学校は独立行政法人国立高等専門学校機構

ウ 公立大学法人の設置する大学は当該大学を設置する公立大学法人

⑥卒業後の状況調査

学校の長（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、専修学校及び各種学校を除く。）

⑦学校が廃止されたときの①～⑥

ア 国立の学校、公立及び私立の大学及び高等専門学校が廃止されたとき
文部科学大臣が指定する者

イ アに掲げる学校以外の学校が廃止されたとき

都道府県知事が指定する者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (詳細は、「調査票」を参照。)

文部科学省が別に定める調査票により、次のとおり行う。

①学校調査

別添の様式第1号から第15号まで、第17号及び第27号に定める調査票を用いて、次の事項を調査する。

ア 学校の名称、種別及び所在地

イ 学校の特性に関する事項

ウ 学部、学科、課程又は学級に関する事項

エ 教員及び職員の数

オ 幼児(注)、児童、生徒又は学生の在籍状況及び出席状況

カ 幼児、児童、生徒又は学生の入学、卒業及び転出入の状況

(注) 様式第17号においては、改正こども園法第2条第1項に規定する「子ども」に読み替える。以下同じ。

②学校通信教育調査

別添の様式第16号に定める調査票を用いて、次の事項を調査する。

ア 学校の名称及び所在地

イ 学校の特性に関する事項

ウ 教員及び職員の数

エ 生徒の在籍状況

オ 生徒の入学、卒業、退学及び単位修得の状況

③不就学学齢児童生徒調査

別添の様式第18号に定める調査票を用いて、次の事項を調査する。

ア 教育委員会の名称及び所在地

イ 学齢児童生徒の就学の免除及び猶予の状況

ウ 居所不明の学齢児童生徒の数

エ 死亡した学齢児童生徒の数

④学校施設調査

別添の様式第19号から第21号までに定める調査票を用いて、次の事項を調査する。

ア 学校の名称、種別及び所在地

イ 学校の特性に関する事項

ウ 土地又は建物の用途別、構造別等の面積

エ 土地又は建物の増減の状況

⑤学校経費調査

別添の様式第22号に定める調査票を用いて、次の事項を調査する。

ア 学校の名称、種別及び所在地

イ 学校の特性に関する事項

ウ 経費に関する事項

エ 収入に関する事項

⑥卒業後の状況調査

別添の様式第23号から第31号までに定める調査票を用いて、次の事項を調査する。

ア 学校の名称、種別及び所在地

イ 学校の特性に関する事項

ウ 卒業者の卒業時における所属に関する事項

エ 卒業者の進学、就職等の状況

(2) 基準となる期日又は期間

- ①学校調査
- ②学校通信教育調査
- ③不就学学齢児童生徒調査
- ④学校施設調査
- ⑤学校経費調査
- ⑥卒業後の状況調査

毎年5月1日現在

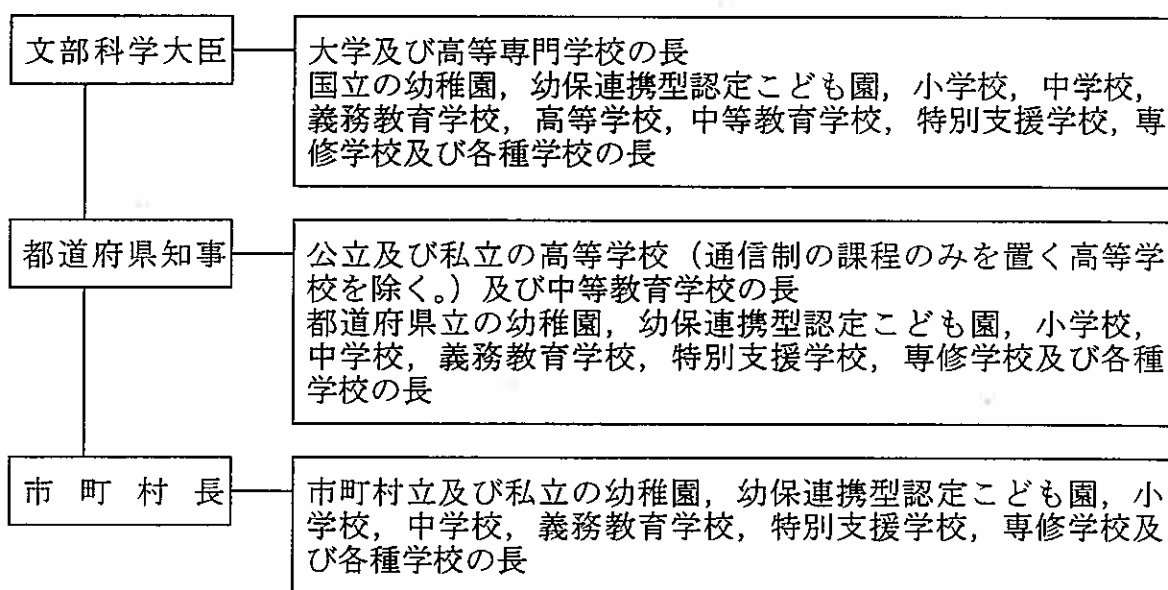
前会計年度間
 前年度間の卒業生（高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部にあつては、前々年度以前の卒業生で上級の学校に入学を志願した者を含む。）について、毎年5月1日現在

6 報告を求めるとに用いる方法

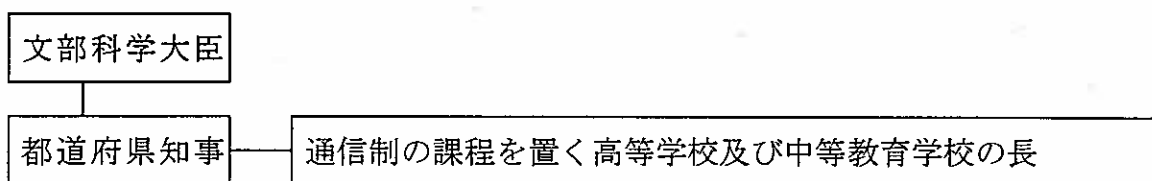
(1) 調査組織

調査組織は次のとおりである。

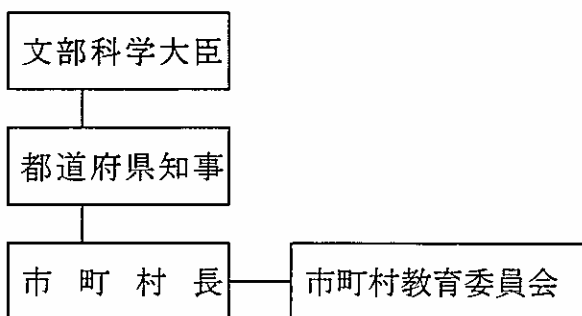
①学校調査



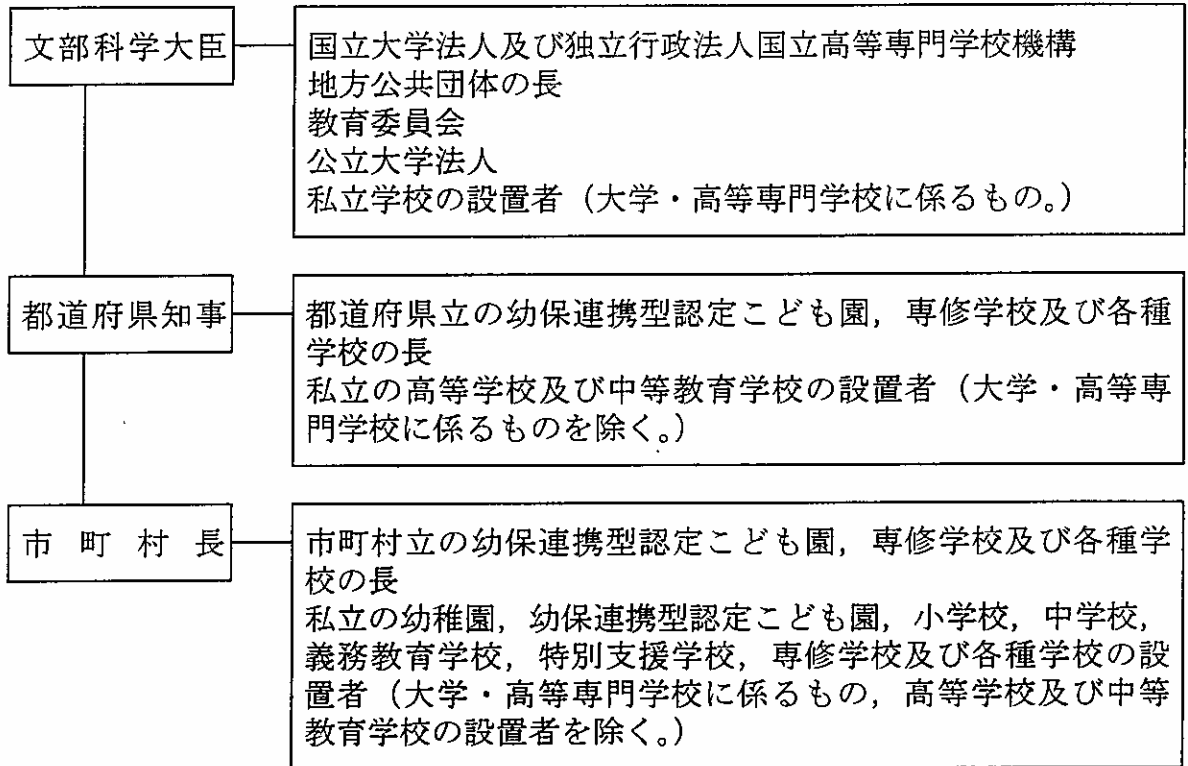
②学校通信教育調査



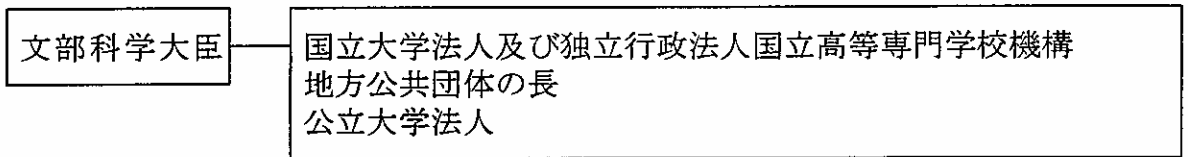
③不就学学齢児童生徒調査



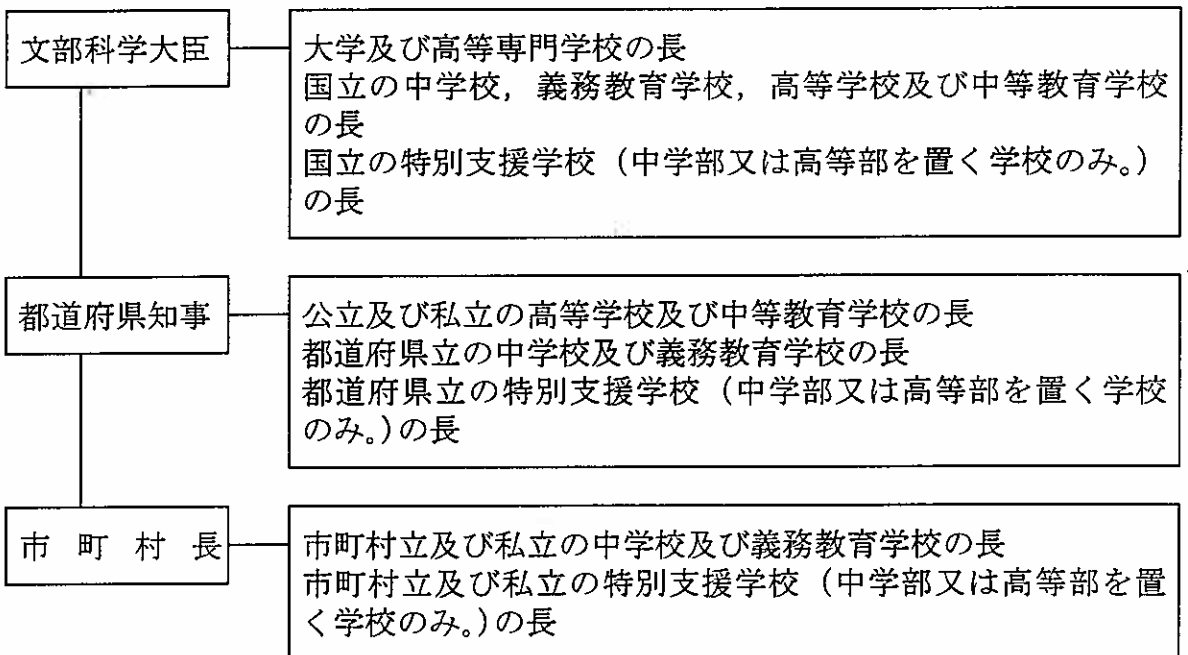
④学校施設調査



⑤学校経費調査



⑥卒業後の状況調査



(2) 調査方法 (□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ())

- ① 文部科学大臣は、直接又は都道府県知事若しくは市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）を通じて、必要部数の調査票を配布する。
- ② 報告義務者は、調査票の配布、収集の系統に従って、文部科学大臣、都道府県知事又は市町村長に調査票を提出する。
- ③ 国立の学校（大学及び高等専門学校を除く。）の長は、学校調査票及び卒業後の状況調査票の写しを文部科学大臣への提出時期に合わせて、当該学校の所在する都道府県の知事部局統計主管課へ送付する。
- ④ 調査票の提出は、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム（以下、「オンライン調査システム」という。）を使用して行うことができる。
- ⑤ オンライン調査システムによって調査票の提出をしようとする者は、学校名、所在地その他必要な事項をオンライン調査システムにより届け出るものとする。
- ⑥ オンライン調査システムによる調査票の提出については、文部科学省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときをもって、調査票の収集の系統に従い、文部科学大臣、都道府県知事又は市町村長に提出されたものとみなす。
- ⑦ 都道府県知事は、文部科学大臣に提出した調査票及び都道府県集計表の写しを当該都道府県の教育委員会へ送付する。ただし、オンライン調査システムにより提出された調査票については、提出されていることの連絡によって送付されたものとみなす。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

毎年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

報告義務者が調査票を提出する期日は次のとおりとする。

- ①文部科学大臣に直接調査票を提出する者の提出期日

学校調査	5月31日
学校施設調査	7月31日
学校経費調査	7月31日
卒業後の状況調査	5月31日
- ②都道府県知事に調査票を提出する者の提出期日
都道府県知事が定める期日
- ③市町村長に調査票を提出する者の提出期日
市町村長が定める期日

8 集計事項

学校種別、設置者別等におおむね次の事項について集計する。

(詳細は、「学校基本調査集計一覧」を参照。)

(1) 学校調査

- ①規模別、全日制・定時制別、昼夜別、類型別学校数
- ②学部、学科及び研究科の数
- ③編制方式別及び収容人員別学級数
- ④本務・兼務別、職名別、男女別教職員数
- ⑤学部・学科・専攻別、課程別、学年（年次）別、男女別幼児・児童・生徒・学生の数
- ⑥学部・学科・専攻別、課程別、入学志願者・入学者の数
- ⑦男女別卒業生・修了者の数
- ⑧外国人児童・生徒・学生の数

(2) 学校通信教育調査

- ①本務・兼務別、職名別、男女別教職員数

- ②男女別，年齢別生徒数及び学科別履修者数
- ③男女別教科の修了又は単位修得の認定を受けた者の数
- ④男女別入学者及び退学者の数
- (3) 不就学学齢児童生徒調査
 - ①就学免除又は就学猶予の理由別，年齢別，男女別学齢児童生徒数
 - ②1年以上居所不明者の年齢別，男女別学齢児童生徒数
 - ③年齢別，男女別死亡者数
- (4) 学校施設調査
 - ①用途別土地面積
 - ②構造別，用途別建物面積
- (5) 学校経費調査
 - ①使途別学校経費
 - ②授業料等学校収入
- (6) 卒業後の状況調査
 - ①学科別，専攻別，課程別，状況別，男女別卒業生数
 - ②学科別，専攻別，課程別，産業別及び職業別の就職者数

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査年度の8月頃に「学校基本統計速報（学校基本調査の結果速報）」として一部を刊行物及びインターネット（文部科学省ホームページ及び e-Stat）に掲載して公表し，12月頃に「学校基本統計（学校基本調査報告書）」として刊行物及びインターネットに掲載して公表する。また，閲覧公表については，報告書刊行以降，順次インターネットに掲載する。

10 使用する統計基準

卒業後の状況調査の集計において，日本標準産業分類及び日本標準職業分類の大分類（一部の項目については中分類）を利用する。

なお，中学校，義務教育学校，中等教育学校前期課程及び特別支援学校中等部の卒業後の状況調査については，就職者が少ないことから日本標準産業分類をもとにした第1～3次産業の分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調 査 票 等	保 存 期 間	保 存 責 任 者
記入済み調査票	1年間	文部科学大臣
調査票の内容を収録した磁気媒体	永年	同上
関係書類	1年間	都道府県知事，都道府県教育委員会

12 立入検査等の対象とできる事項

本調査の事務に従事する職員は，正確な報告の確保する特段の必要があるときは，前記5（1）に掲げる事項について，資料の提出を求め，または必要な場所の立ち入り，書類その他の物件を検査し，若しくは関係者に質問することができる。

学校基本調査対象数

学校種別対象数：56,720校

- ①幼稚園：11,680校
- ②幼保連携型認定こども園：1,940校
- ③小学校：20,600校
- ④中学校：10,480校
- ⑤義務教育学校：300校
- ⑥高等学校：4,940校
- ⑦中等教育学校：50校
- ⑧特別支援学校：1,110校
- ⑨大学：780校
- ⑩短期大学：350校
- ⑪高等専門学校：60校
- ⑫専修学校：3,200校
- ⑬各種学校：1,230校

この他、市町村教育委員会 1,700が調査対象となっている。

注：対象数は、平成27年度「学校基本調査速報」実績をもとにした概数である。
ただし、義務教育学校については推計値である。

